

手続案内 詳細説明

□ 手続名称

完了検査申請

□ 注意事項等

- ・午後からは窓口担当職員が現場検査等のために不在になることが多いため、十分な対応ができない可能性があります。受付はできる限り午前中でお願ひします。

□ 手数料（使用料）

福岡県建築都市関係手数料条例第2条別表より

項	事務	名称	金額	徴収時期
七	建築基準法第七条第一項又は第十八条第二十項の規定による完了検査	建築物に関する完了検査申請又は通知手数料	<p>一 建築基準法第七条の三第一項の特定工程（以下この項において「特定工程」という。）を含む建築物以外の建築物及び特定工程を含む建築物で、中間検査を受けていないものに関する完了検査の場合（第三号の場合を除く。）次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>イ 三十平方メートル以内 一件につき 一五、〇〇〇円</p> <p>ロ 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内 一件につき 一九、〇〇〇円</p> <p>ハ 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内 一件につき 二四、〇〇〇円</p> <p>ニ 二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内 一件につき 四〇、〇〇〇円</p> <p>ホ 三百平方メートルを超え、千平方メートル以内 一件につき 五八、〇〇〇円</p> <p>ヘ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内 一件につき 八〇、〇〇〇円</p> <p>ト 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 一件につき 一四〇、〇〇〇円</p> <p>チ 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内 一件につき 二三〇、〇〇〇円</p> <p>リ 五万平方メートルを超えるとき 一件につき 四六〇、〇〇〇円</p> <p>ただし、同法第八十七条の四の昇降機を設ける建築物にあっては、次の金額を加算した金額とする。 昇降機一基につき 三〇、〇〇〇円 （小荷物専用昇降機については、二〇、〇〇〇円）</p> <p>二 特定工程を含む建築物で、中間検査を受けたものに関する完了検査の場合（次号の場合を除く。）次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>イ 三十平方メートル以内 一件につき 一三、〇〇〇円</p> <p>ロ 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内 一件につき 一七、〇〇〇円</p> <p>ハ 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内 一件につき 二二、〇〇〇円</p> <p>ニ 二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内 一件につき 三九、〇〇〇円</p>	申請又は通知のとき

			<p>ホ 三百平方メートルを超え、千平方メートル以内 一件につき 五五、〇〇〇円</p> <p>ヘ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内 一件につき 七三、〇〇〇円</p> <p>ト 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内 一件につき 一三〇、〇〇〇円</p> <p>チ 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内 一件につき 二一〇、〇〇〇円</p> <p>リ 五万平方メートルを超えるとき 一件につき 四三〇、〇〇〇円</p> <p>ただし、同法第八十七条の四の昇降機を設ける建築物にあっては、次の金額を加算した金額とする。 昇降機一基につき 二七、〇〇〇円 (小荷物専用昇降機については、一八、〇〇〇円)</p> <p>三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項の建築物に関する完了検査の場合 前二号の規定による金額に、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額を加算した金額</p> <p>イ 住宅部分を含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>(1) 〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき 五、〇〇〇円</p> <p>(2) 三百平方メートル以上千平方メートル未満 一件につき 六、〇〇〇円</p> <p>(3) 千平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき 八、〇〇〇円</p> <p>(4) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき 一四、〇〇〇円</p> <p>(5) 五千平方メートル以上一万平方メートル未満 一件につき 一八、〇〇〇円</p> <p>(6) 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満 一件につき 二二、〇〇〇円</p> <p>(7) 二万五千平方メートル以上 一件につき 二六、〇〇〇円</p> <p>ロ 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分 〇平方メートルを超えるとき 一件につき 二、〇〇〇円</p> <p>ハ 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>(1) 〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき 四、〇〇〇円</p> <p>(2) 三百平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき 六、〇〇〇円</p> <p>(3) 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき 一一、〇〇〇円</p> <p>(4) 五千平方メートル以上のとき 一件につき 一六、〇〇〇円</p>	
八	建築基準法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する同法第七条第一項又は第十八条第十五項の規定による完了検査	建築設備及び工作物に関する完了検査申請又は通知手数料	<p>一 建築設備の完了検査</p> <p>イ 昇降機 一基につき 三〇、〇〇〇円 (小荷物専用昇降機については、二〇、〇〇〇円)</p> <p>ロ その他の建築設備 申請一件につき 三〇、〇〇〇円</p> <p>二 工作物の完了検査 一の工作物につき 二〇、〇〇〇円</p>	申請又は通知のとき

□ 受付窓口：所在地を所管する各県土整備事務所

機関・課名等	電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地	開庁時間
福岡県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	092(641)0169	092(632)8677	812-0053	福岡市東区箱崎 1-18-1 粕屋総合庁舎内	8:30~17:15
久留米県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	0942(36)6315	0942(36)6316	839-0861	久留米市合川町 1642-1	8:30~17:15
那珂県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	092(513)5572	092(513)5607	816-0943	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内	8:30~17:15
北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	093(691)4585	093(601)8845	807-0831	北九州市八幡西区則松 3-7-1 八幡総合庁舎内	8:30~17:15
飯塚県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	0948(21)4945	0948(26)5251	820-0004	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎内	8:30~17:15
南筑後県土整備事務所 柳川支所 建築指導課	0944(72)2564	0944(74)3890	832-0823	柳川市三橋町今古賀 8-1 柳川総合庁舎内	8:30~17:15
八女県土整備事務所 建築指導課	0943(22)6993	0943(23)7722	834-0063	八女市大字本村字深町 25 八女総合庁舎内	8:30~17:15
朝倉県土整備事務所 建築指導課	0946(22)1859	0946(22)4169	838-0068	朝倉市大字甘木 2014-1 朝倉総合庁舎内	8:30~17:15
京築県土整備事務所 建築指導課	0979(82)3364	0979(83)3215	828-0021	豊前市大字八屋 2007-1 豊前総合庁舎内	8:30~17:15
田川県土整備事務所 建築指導課	0947(42)9117	0947(42)8760	825-0002	田川市大字伊田 4543-1	8:30~17:15
直方県土整備事務所 建築指導課	0949(22)5639	0949(22)5644	822-0025	直方市日吉町 9-10 直方総合庁舎内	8:30~17:15

※出先機関の所管地域

機関・課名等	所管地域
福岡県土整備事務所	古賀市、糟屋郡、糸島市
久留米県土整備事務所	小郡市、うきは市、三井郡
那珂県土整備事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
北九州県土整備事務所	中間市、宗像市、福津市、遠賀郡
飯塚県土整備事務所	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
南筑後県土整備事務所柳川支所	柳川市、大川市、みやま市、三潞郡
八女県土整備事務所	八女市、筑後市、八女郡
朝倉県土整備事務所	朝倉市、朝倉郡
京築県土整備事務所	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
田川県土整備事務所	田川市、田川郡
直方県土整備事務所	直方市、宮若市、鞍手郡